

流山市第2次男女共同参画プラン

平成22年度～平成26年度

(素案)

流 山 市

はじめに

目 次

第1章 プラン策定にあたって

1	プラン策定の背景	1
(1)	国連を中心とした世界の動き	1
(2)	国の取り組み	2
(3)	千葉県の取り組み	3
2	流山市の取り組み	4

第2章 プランの基本的な考え方

1	プラン策定の趣旨と経緯	6
2	プランの目指す方向	7
3	プランの性格	7
4	プランの期間	8
5	実績と検証	8

第3章 プランの内容

1	プランの体系図	
	(基本目標・基本的課題・施策の方向)	10
2	施策の内容(事業)	12
	基本目標 男女共同参画推進のための意識改革	12
	基本目標 政策・方針決定過程への参画	14
	基本目標 家庭・地域・職場における男女共同参画	15
	基本目標 女性に対する暴力の根絶	18
	基本目標 生涯を通じた健康の促進	19
	基本目標 計画を着実に進める推進体制の充実	20
	推進体制図	22

注)「*」のある用語については、資料編の関係用語に解説しています。

資料編	23 ~ 57
主な指標	23
諮問(写)	24
答申(写)	25
流山市男女共同参画審議会委員名簿	26
流山市男女共同参画推進本部員名簿	27
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)	30
男女共同参画社会基本法	37
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)	41
男女共同参画関係用語	49

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の背景

(1) 国連を中心とした世界の動き

1975(昭和50)年の「国際婦人年」及び翌年からの「国連婦人の十年」以来、国連は「平等、開発、平和」を目標に、女性の地位向上のための世界的活動の中核的役割を果たしてきました。

1979(昭和54)年の第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が採択され、翌年の「国連婦人の十年」中間年世界会議において署名式が行われ、我が国もこれに署名しました。

1985(昭和60)年「国連婦人の十年」最終年に開催された「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議では、この10年の成果を見直し、目標達成のための努力を西暦2000(平成12)年に向けて継続していくことが確認され、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(ナイロビ将来戦略)が採択されました。

1990(平成2)年には、「ナイロビ将来戦略」の実施のペースを早めることを目的として、24の勧告を含む「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」(ナイロビ将来戦略勧告)が国連経済社会理事会において採択されました。

1995(平成7)年9月、北京において開催された第4回世界女性会議では、女性の地位向上実現のためには、「女性のエンパワーメント」(力をつけること)が重要であるとの合意の下に、21世紀に向けての女性施策の優先課題と戦略などを示した「行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。

2000(平成12)年6月、ニューヨークの国連本部において開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、「北京行動綱領」の実施状況の分析及び総合的見直しと評価が行われ、今後の取り組みの方向性が明らかにされました。

2005(平成17)年2月から3月には、ニューヨークの国連本部において開催された第49回国際婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合で、「北京宣言及び行動要領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言が採択されました。

(2) 国の取組

1975(昭和50)年に、女性の社会的地位の向上を目指す国際的な流れの中、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977(昭和52)年には、「世界行動計画」を踏まえた向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

1985(昭和60)年には「女子差別撤廃条約」の批准を始め、「男女雇用機会均等法」の制定等、法律や制度面においての進展もみられました。

1991(平成3)年5月には、「新国内行動計画」の第一次改定が行われ、「育児休業法」の成立等、制度上のみならず実際上の女性の地位向上が図られ、男女共同参画社会の実現に向かって新しい時代を迎えました。

1994(平成6)年6月には、総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」を設置したほか、同年7月には内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」を発足させるなど、推進体制の充実が図られました。

1996(平成8)年12月には、「男女共同参画2000年プラン」が策定され、一方で、少子・高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題とされています。

1998(平成10)年には、「男女共同参画審議会」からの答申を受け、男女共同参画社会の形成について、基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国や地方公共団体、及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進すべく、1999(平成11)年6月、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。これに基づき、「男女共同参画基本計画」が2000(平成12)年12月に閣議決定され、「男女共同参画2000年プラン」に代わる新たな「国内行動計画」として位置付けられました。

2001(平成13)年1月の中央省庁等の改変により、内閣府が設置され、その内部部局として「男女共同参画局」が設置されるとともに、重要政策に関する会議の一つとして「男女共同参画会議」が設置され、中央省庁においても社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点が反映されるよう、組織体制が強化されることとなりました。また、同年10月にはドメスティック・バイオレンス*(DV)被害者の積極的な救済を図る「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」*(DV防止法)が施行されるとともに、法律施行後3年以内に見直しを行う

旨規定されていること踏まえ、2004（平成16）年6月に配偶者からの暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充等を規定した同法の一部が改正され、同年12月から施行されました。

2005（平成17）年12月にはこれまでの取組を評価・総括し、「男女共同参画基本計画（第2次）」を閣議決定し、今後取り組むべき12の重点事項や22年度末までに実施する具体的施策の内容等を示しています。

2006（平成18）年6月「改正男女雇用機会均等法」の改正により男女双方に対する差別の禁止や妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取り扱いの禁止と、セクシュアル・ハラスメント対策の強化が示されました。

2007（平成19）年「DV防止法」の改正により、生命・身体に対する脅迫を受けた場合も対象となりました。また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

2008（平成20）年女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出

2009（平成21）年女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審査における政府代表報告では、国際的にみると、教育水準が高く、経済的に発展した日本の男女共同参画の進展が遅い背景は、1 固定的役割分担意識、2 仕事と家庭の両立の困難の問題、3 キャリアパス*が不明確である。また、最終見解の中に、民法における婚姻適齢、女性の再婚禁止期間、及び選択的夫婦別氏の採用等の法改正、婚外子差別の是正等の見解を受けました。

（3） 千葉県の取組

県においては「国際婦人年」、「国連婦人の十年」の世界及び国の動向を踏まえ、女性の地位向上のための施策と、その関連施策が総合的・効果的に推進されてきました。

1996（平成8）年3月には、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を踏まえ、「2000年の千葉県」及びこれに基づく「ちば新時代5か年計画」との整合を図り、男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標とした、第4次女性計画として「ちば新時代女性プラン」が策定されました。

2000（平成12）年2月に「千葉県女性施策推進懇話会」を「千葉県男女共同参画推進懇話会」に改称するとともに、同年4月には庁内推進組織として「千葉県男女共同参画推進本部」が、担当課として「男女共同参画課」が新たに設置されました。

2001(平成13)年3月には「千葉県男女共同参画計画」が策定され、国が進める各種の取組と連携して、国の取組が推進されることとなりました。

2001(平成13)年3月には「千葉県DV防止・被害者支援基本計画策定」、同年8月「ちば県民共生センター・同東葛飾センター」開設、同年12月には、「千葉県男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。

2 流山市の取組

このような国内外での動きとともに、本市では社会教育の実践の場である公民館事業の一環として、女性問題に関する講座等を開催し、女性の自立や男女平等意識の醸成に努めてきました。

また、女性施策に関する諸事業は、関係各課で対応していましたが、女性問題の解決を図り、女性に関する施策をさらに推進するため、1992(平成4)年4月、企画調整課内に「女性担当室」を設置し、関係諸事業の見直しや市民意識調査による市民ニーズの把握、シンポジウムの開催等、市民に対する啓発事業に取り組むとともに、職員の意識変革を求めて研修等を行ってきました。

1996(平成8)年5月には、「流山市男女共同参画社会づくりビジョン」の策定にあたり、市民の意見及び専門的な意見を反映させるため「流山市女性施策懇話会」を設置し、1997(平成9)年7月には、「流山市における男女共同参画社会の実現をめざして」の提言を受けました。

1998(平成10)年3月には、上記の提言を十分に尊重しながら、庁内組織である「流山市男女共同参画社会づくりビジョン策定委員会」において検討し、行政がとるべき施策の基本的な方向性を明示した「流山市男女共同参画社会づくりビジョン『パートナーシップながれやま』」を策定しました。さらに同年4月には、庁内組織として、「流山市男女共同参画推進本部」を設置し、また、「流山市女性施策懇話会」を「流山市男女共同参画懇話会」に改め、啓発事業の推進に努めてきました。

2000(平成12)年4月には、前年6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」に則り、男女共同参画施策をさらに推進するため「流山市男女共同参画審議会」を設置しました。

一方、2000(平成12)年度からスタートした「流山市基本構想」に「流山市男女共同参画社会づくりビジョン『パートナーシップながれやま』」を位置付け、同構想の実現のための「基本計画」において具体的な事業を明示した「行動計画」の策定を明確にしました。

2000(平成12)年度から2001(平成13)年度にかけて、庁内組織である「流山市男女共同参画推進本部」の研究会を中心として、「流山市男女共同参画プラン」(骨子案)を作成し、これに関する市民の意見を求めるために、「広報ながれやま」による意見募集や意見交換会等を開催しました。

その結果、寄せられた意見等を素案策定の中で反映させるとともに、「流山市男女共同参画審議会」の答申を受けた後、「流山市男女共同参画プラン」を策定しました。

また、「流山市男女共同参画プラン」は8年間の期間であり、「社会経済環境の変化や進捗状況に応じて必要な見直しを行う」となっておりますことから、前期(4年間)の終了する平成18年3月に向けて、庁内組織である「流山市男女共同参画推進本部」を中心に、「改正流山市男女共同参画プラン」(原案)を作成し、「広報ながれやま」により、市民の意見募集をしました。

いただいた意見等を素案策定のなかに反映させるとともに、「流山市男女共同参画審議会」の答申を受け、「改正流山市男女共同参画プラン」を策定しました。

上記の「改正男女共同参画プラン」については2009(平成21)年で計画期間が満了するため、2008(平成20年)年度から2009(平成21)年度にかけて後期基本計画と連携し、平成22年度から5年間の「流山市第2次男女共同参画プラン」を策定しました。



第2章 プランの基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨と経緯

男女共同参画社会基本法が制定されてから、10年になります。流山市では、これまでも様々な啓発活動を行ってきましたが、市民意識調査では、家庭や学校、制度において、男女の地位が平等であると思う市民の割合は半数程度に留まり、職場や政治などの場では、さらに低い状況になっています。現状は、依然として性別による役割分担意識や、それに基づく社会慣行は存在しています。

また、少子・高齢社会の進展、家族形態やライフスタイルの多様化、情報化手段の高度化など社会経済の急激な変化が、新たな課題を生み出しています。

このような状況のもと、男女市民が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができかつ、共に責任を担うべき社会の実現に対応するためには、男女共同参画社会づくりがますます重要になります。

平成14年3月に策定された「流山市男女共同参画プラン」では、計画期間を8年間とし、前期と後期に分けて100事業を推進してきました。平成18年4月には、前期が終了することに伴い、これまでの実績と検証を踏まえて、後期施策の見直しを図り、「改正流山市男女共同参画プラン」を作成し男女共同参画の推進をしてきました。しかし、平成21年度で計画期間が満了することから、引き続き男女共同参画の推進に取組み、さらに積極的に新しい時代に即した男女共同参画の課題を解決するため、「第2次流山市男女共同参画プラン」を策定しました。



2 プランの目指す方向

「第2次流山市男女共同参画プラン」策定にあたり、6つの基本目標を設定しました。

基本目標

基本目標	男女共同参画推進のための意識改革
基本目標	政策・方針決定過程への参画
基本目標	家庭・地域・職場における男女共同参画
基本目標	女性に対する暴力の根絶
基本目標	生涯を通じた健康の促進
基本目標	計画を着実に進める推進体制の充実

3 プランの性格

- (1) 「第2次流山市男女共同参画プラン」は、「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、国及び千葉県 of 男女共同参画に関する計画を勘案し、「流山市男女共同参画プラン」(第1次)を受け、「流山市基本構想」及びこれに基づく「後期基本計画」との整合性を図り、本市の男女共同参画施策推進の基本となるプランとします。
- (2) 少子・高齢化を始め、社会経済環境の変化に伴い、今後予想される新たな課題や本市の実態に対応したプランとし、市民にわかりやすく、どんな事業を行うのか、担当課を明記しました。そして、プラン体系に計画を着実に進める推進体制を盛り込みました。
- (3) このプランは、市民意識調査や従前のプランの進捗状況を参考に、市職員、市長を本部長とする庁内組織である男女共同参画推進本部、学識経験者と団体の代表及び市民の代表からなる男女共同参画審議会委員において素案を策定し、パブリックコメントを経て策定しました。
- (4) 各担当課が、実際に取り組む事業に、数字で表せる可能な限り指標を設定しました。

H21.12.25 ~
H22.1.24 パブリックコメント実施予定

4 プランの期間

- ・平成22年度から平成26年度までの5年間のプランとします。
- ・このプランは、社会経済状況の変化やプランの進捗状況に応じて必要な見直しを行うこととします。
- ・このプランは、毎年進行管理をしていきます。

5 実績と検証

平成21年度までの8年間の主な実績と課題は、次のとおりです。

基本目標 「あらゆる分野への男女共同参画」

審議会委員の男女それぞれの割合が4割を下らないという目標を掲げましたが、流山市女性委員の割合が、27.1%とまだまだ低く、また、自治会長や老人クラブでも女性のリーダーが少ない状況です。しかし、流山市では難しいとされていた家族経営協定は、2件の締結ができました。

基本目標 「男女平等意識の定着」

女性の人権尊重についてのDVやセクシュアル・ハラスメントに関する講座等や研究会を開催してきました。また、市役所における、女性職員に偏った職務の見直し及び、市役所における旧姓使用制度の導入が図られました。各学校における、^{いのち}生命に関する指導をはじめとする健康教育について、年間計画を作成し、実践への基盤が図られました。

しかし、市民意識調査では、家庭や学校の中及び制度上で、男女の地位が平等になっていると思う市民は、平均38.3%と半数以下であり、職場や政治など社会全体では平均18%と低い状況です。

基本目標 「男女共同参画に係る環境整備の充実」

男性の自立に向けての家事の講座や、女性の社会進出をサポートするための保育園や延長保育、病後時保育、ファミリー・サポート・センター、学童保育の充実など、仕事と家庭の調和のできる環境づくりに努めました。中でも、流山おおたかの森駅前及び南流山駅前に送迎保育ステーションを開設することで、保護者の送迎に関わる負担の軽減に努めました。しかし、待機児童の解消までにはなりませんでした。今後も「仕事と生活の調和」ワーク・ライフ・ balan

スの推進を図っていきます。

また、関係各課で対応していました女性に対する暴力等について、子ども家庭課が相談窓口と明記されました。

その他推進が図れたもの

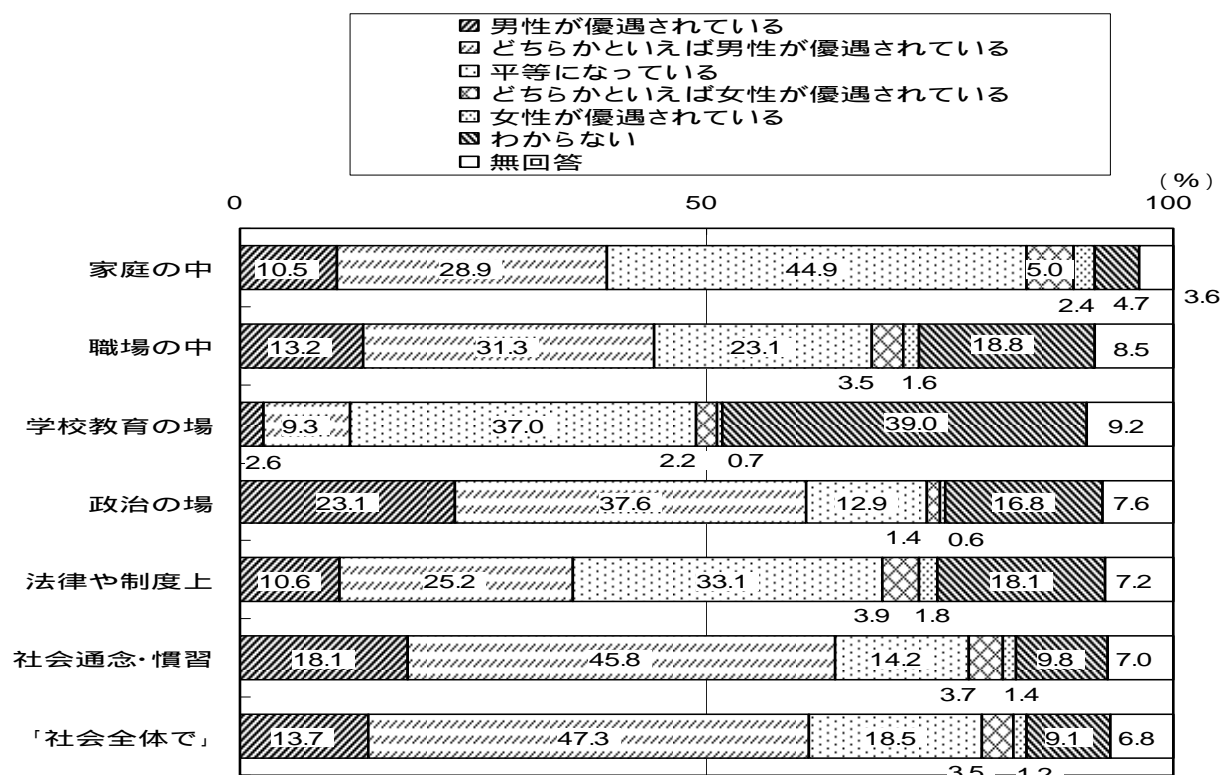
- ・ 女性のいない審議会の割合が減りました。
- ・ 学校における男女混合名簿の導入を図りました。
- ・ 評価調書を作成し、事業の推進を図りました。

男女の平等意識

(平成20年7月実施の市民意識調査から)

問 あなたは、次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。次の各項目について、あてはまるものをそれぞれ1つずつ選んでください。(回答者数は、1,604人)

「社会全体」で男性が優遇されていると思っているのは約6割

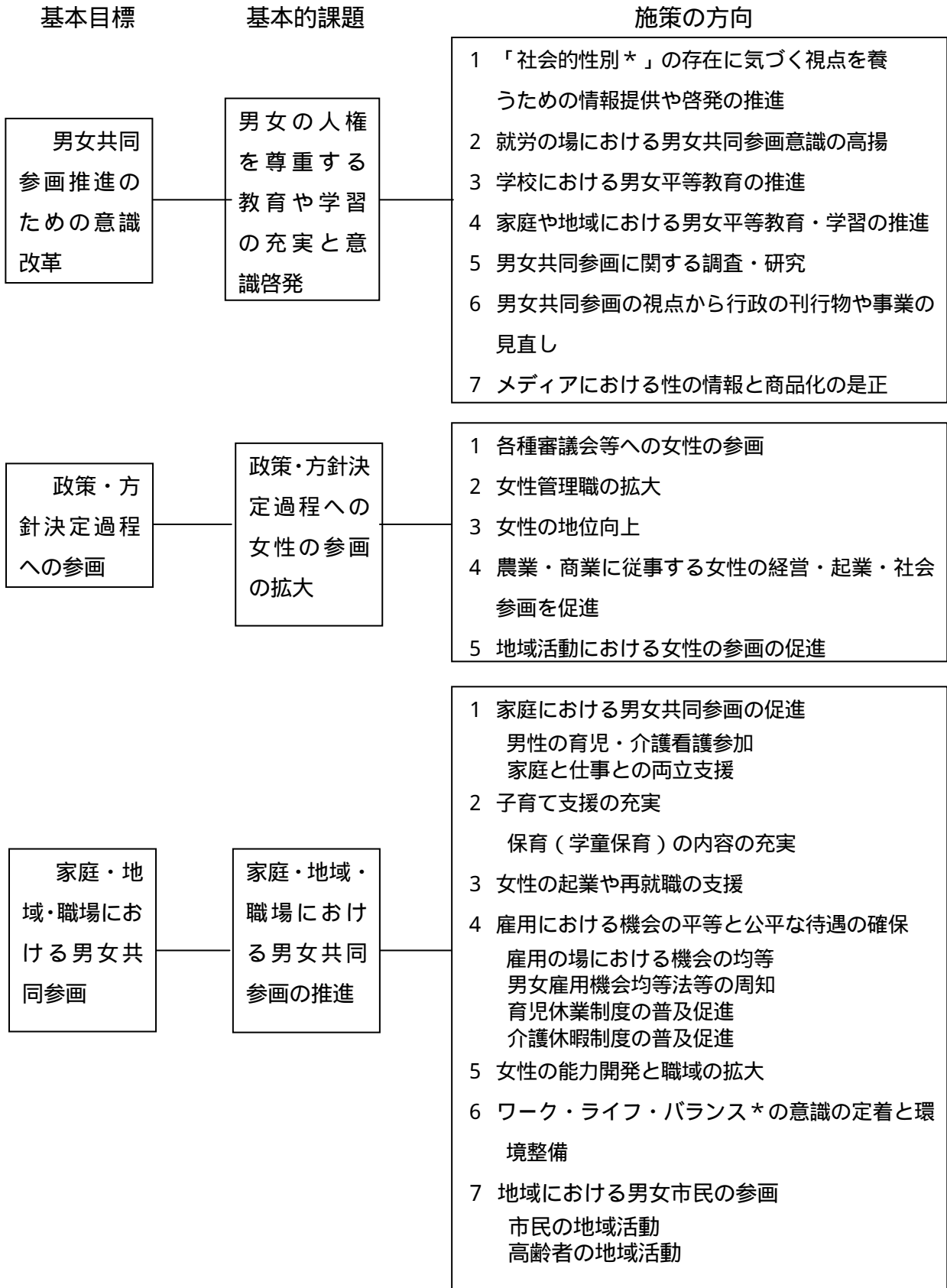


「平等になっている」が多い項目は、「家庭の中」が44.9%、「学校教育の場」が37.0%、「法律や制度上」が33.1%、「職場の中」が23.1%である。「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた“男性優遇”と、「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を合わせた“女性優遇”をくらべると、すべての項目で“男性優遇”が多い。

4年前の千葉県の同様の調査と比較すると「社会全体」で男性優遇が15.3ポイント減少してきている

第3章 プランの内容

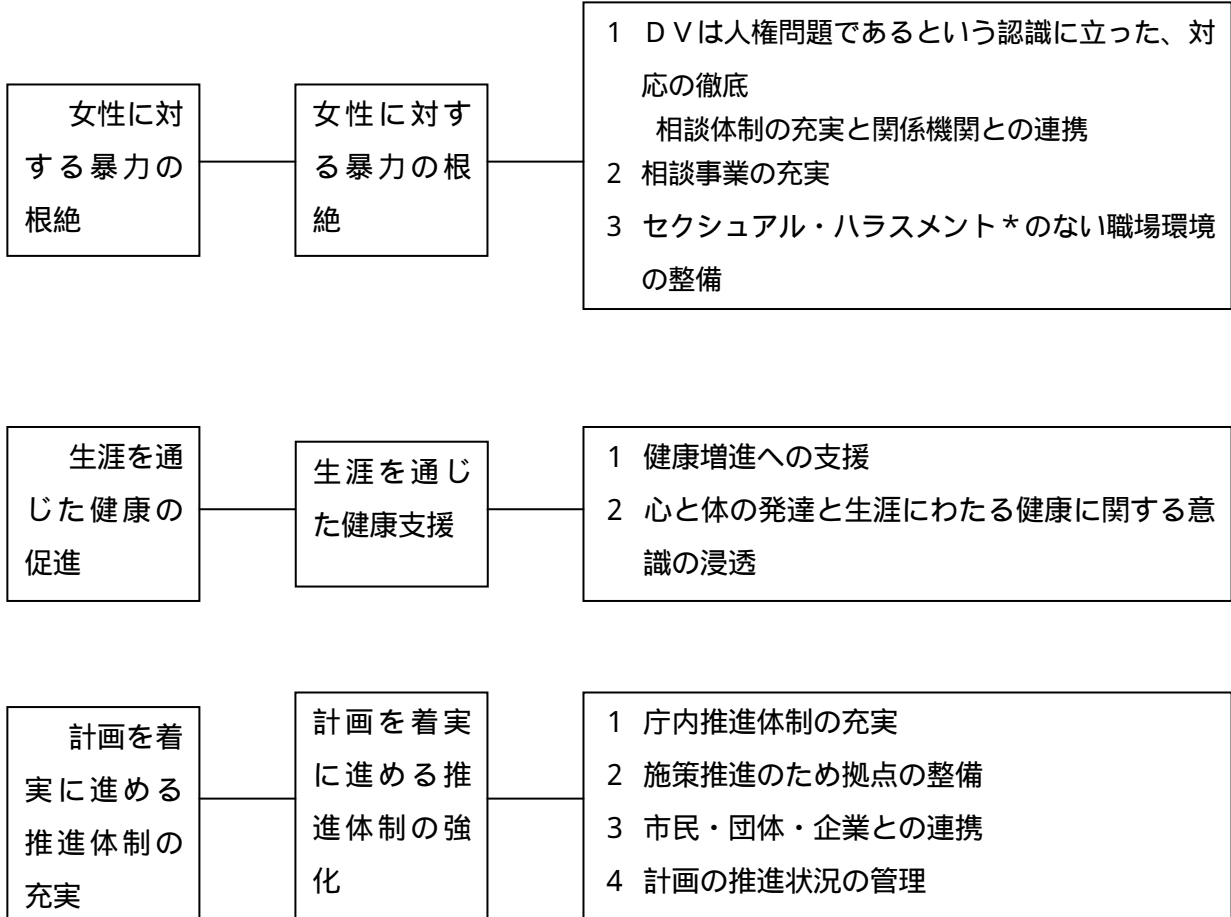
1 プランの体系図



基本目標

基本的課題

施策の方向



基本目標 男女共同参画推進のための意識改革

(基本的課題) 男女の人権を尊重する教育や学習の充実と意識啓発

男女共同参画社会を実現するためには、男女を問わず、個人として尊重され、性による差別をなくし、男女が共にひとりの人間として能力を發揮できる機会を確保する必要があります。

男女共同参画の実現の大きな障害の一つに、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られた性別に基づく固定的役割分担意識があります。このような意識は時代と共に変わりつつあるものの、未だに根強く残っていることから、教育や学習を通じて男女共同参画に関する認識を深め、男女共同参画推進のための意識啓発を行うことが重要です。学校・家庭・職場・地域などあらゆる場で男女共同参画意識を定着させるための教育・学習の推進と広報・啓発活動を行っていきます。

施策の方向	事業	主な担当課
1 「社会的性別＊」の存在に気づく視点を養うための情報提供や啓発の推進	1 「社会的性別」の存在に気づく視点を持った人材の育成を行う ・社会的性別にとらわれない男女共同参画の考え方への理解を深める ・国、県等が主催する研修会に参加する	企画政策課
	2 各種専門員の研修の充実を図る	子ども家庭課 保育課 公民館
	3 社会的性別にとらわれない男女平等の視点に立った講座等を開催する	子ども家庭課 公民館
2 就労の場における男女共同参画意識の高揚	4 就労の場における固定的な性別役割分担の見直しを図る ・男女が共に働きやすい職場づくりをめざし、情報提供や講演会等を開催する	企画政策課 商工課 農政課
	5 商工関係団体等に法律セミナー等の開催を働きかける	商工課
3 学校における男	6 教職員研修の充実を図る	指導課

女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法の周知を図る ・男女平等の考え方への理解を深める ・国・県等主催の研修会への参加を推進する <p>7 学校生活における慣行・慣習を見直し、固定的な性別役割分担の解消を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科・道徳の中で男女平等教育を推進する <p>8 教育活動全体を通して性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力に応じた進路指導を推進する</p>	
	<p>9 思春期における心身の機能の発達と心の健康についての保健指導の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健指導をはじめ、生命の大切さ等に関する認識を育てる 	指導課 健康増進課
4 家庭や地域における男女平等教育・学習の推進	<p>10 保護者会等を通して、男女平等教育に対する保護者の理解を深める</p> <p>11 社会的役割分担意識にとらわれない進路のあり方について、保護者会等を通して家庭に働きかける</p>	指導課
	<p>12 男女平等の視点に立った家庭教育に関する講座等を開催する</p>	公民館
	<p>13 社会的性別にとらわれない男女平等の視点に立った家庭児童相談を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談員等の社会的性別にとらわれない男女平等意識の醸成を図る 	子ども家庭課
5 男女共同参画に関する調査・研究	<p>14 市民や職員の実態や啓発すべき事柄を的確に把握するため定期的に意識調査を行う</p> <p>15 男女共同参画に関する情報の収集と提供を行う</p>	企画政策課
6 男女共同参画の視点から行政の刊行物や事業の見直し	<p>16 行政の刊行物「広報ながれやま」等に、男女共同参画に関する啓発記事を掲載する</p>	全課 秘書広報課
	<p>17 庁内の配付文書や市民向け配付文書等を男女共同参画の視点でチェックし、見直しを図る</p>	企画政策課
7 メディアにおける性の情報と商品化の是正	<p>18 人権を無視した性意識を改めるためにメディアにおける社会的性別の存在を見直す</p>	全課
	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年社会環境浄化活動を展開し、有害図書の違い 	生涯学習課

	陳列の徹底や有害チラシ等の撤去を行う	
	19 メディアリテラシー*を養うための講座等を開催する	企画政策課 公民館

基本目標 政策・方針決定過程への参画

(基本的課題) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女共同参画社会の実現には、女性も男性も対等な立場で、政治・経済・地域・家庭などあらゆる分野の意思決定過程に参画することが大切です。しかし、女性については、政治経済の分野など意思決定過程の場に参画する機会は十分とは言えません。

行政分野への参画では、市民の半分を女性が占めているにも関わらず、女性の参画が遅れているという現状があります。女性の意見が十分に施策に反映されるよう各種審議会などをはじめとした政策にかかわる分野における女性の参画を積極的に推進します。そのために政策・方針決定過程への参画に向けた人材の発掘や人材育成に努め、参画に必要な能力発揮や能力開発の支援を行います。

施策の方向	事業	主な担当課
1 各種審議会等への女性の参画	20 各審議会等における男女の委員割合が4割を下回らないようにする 21 女性のいない審議会等をなくす	関係各課 行政改革推進課
2 女性管理職の拡大	22 商工関係団体等に女性の管理職への登用を働きかける	商工課 企画政策課 関係各課
3 女性の地位向上	23 政策・方針決定過程への参画に向けた人材を発掘し登録する 24 「社会的性別」の存在に気づく視点を持つことのできる人材育成のための講座を開催する 25 市政への参画に関する情報を提供する 26 能力発揮及び能力開発等のため、情報提供や講座等を開催し、支援をする	企画政策課

	27 経営に必要な資格、技能取得に関する情報を提供する	商工課
4 農業・商業に従事する女性の経営・起業・社会参画を促進	28 農業技術経営講習会等を開催する	農政課
	29 家族経営協定*の締結を促進する	
	30 経営に必要な資格、技能取得に関する情報を提供する(再掲)	農政課 商工課
5 地域活動における女性の参画の促進	31 地域団体に女性役員の拡充を働きかける	関係各課
	32 地域活動における性別役割分担の見直しを働きかける ・男女共同参画に関する情報を提供する	企画政策課 コミュニティ課
	33 自治会等に人材の育成を働きかける	
	34 地域における防災活動についても、方針決定過程及び活動への女性の参画を促進し、人材の育成を働きかける	安心安全課

基本目標 家庭・地域・職場における男女共同参画

(基本的課題) 家庭・地域・職場における男女共同参画の推進

男女が共に社会のあらゆる活動に参加していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参加できる環境づくりが重要です。

特に幼少期の子どもたちには、母親の役割も父親の役割も大変重要です。男女が安心して子どもを産み育て、少子・高齢化、情報化等が進展する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できるようにすることは、家族としての責任をはたすことができる社会を形成していく上で重要です。男性も女性も共に家族としての責任を担えるよう、社会がこれを支援していくことが必要です。特に男性については、従来の職場中心の意識やライフスタイルから、職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換への支援が求められています。

また、地域社会が変容する中で、地域に男女が共に参画できる条件整備を進め、地域参画を活性化させることにより、地域社会を豊かなものとしていくことが期待されています。家庭、地域、職場などあらゆる分野に男女が参画できる環境整備と意識啓発の事業を行っていきます。

施策の方向	事業	主な担当課
1 家庭における男女共同参画の促進 男性の育児・介護看護参加 家庭と仕事との両立支援	35 男女が共に責任を担う家事・育児・介護等に関する意識の啓発を行う ・男女共同参画を進めるための講座等を開催する男女共同参画を進めるための家事・育児・介護等に関する教室を開催する	企画政策課
	36 介護保険事業の普及啓発を図る	介護支援課
	37 介護予防教室を開催し、介護への理解を深める	
2 子育て支援の充実 保育(学童保育)の内容の充実	38 低年齢児受け入れ枠の拡大、延長保育の拡大、一時保育の多機能化を図る	保育課
	39 保育所待機児童の解消に努める	子ども家庭課
	40 ファミリー・サポート・センター*事業を推進する 41 児童館の機能の充実を図る	
	42 男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する情報を提供する	企画政策課
	43 男女共同参画による育児・保育教室を開催する	子ども家庭課 健康増進課 企画政策課
	44 託児室を用意するなど会場の整備を図る	関係各課
3 女性の起業や再就職の支援	45 公共職業安定所と協力して就業相談を行う	商工課
	46 出産や育児を理由に退職した女性の再就職のために必要な資格、技能取得に関する情報の提供及び講座を開催する	企画政策課 商工課
4 雇用における機会の平等と公平な待遇の確保 雇用の場における機会の均等 男女雇用機会均等法等の周知	47 商工関係団体等に育児・介護休業制度の周知を図る	商工課 企画政策課
	48 商工関係団体等を対象にした男女共同参画に関する講演会を開催する	
	49 公共職業安定所等と協力して法律や制度を周知する	
	50 商工関係団体等に社会的性別の視点に気付き職場における慣行等見直しについて働きかける ・国、県の動向を踏まえ就労の場における実態の把握に努める	

育児休業制度の普及促進 介護休暇制度の普及促進	51 商工関係団体等に育児・介護休業制度に関する情報の提供を行う 52 商工関係団体等に、働く男女が法律や制度を生かせる職場の雰囲気づくりを働きかける ・商工関係団体等に職場における男女共同参画に関する意識調査の実施を働きかける	
	53 働く女性のための妊娠・出産の支援に関する情報の収集と提供を行う ・妊娠、出産に関する母体保護について周知する ・妊産婦の健康管理について周知する 54 育児休暇・介護休暇に関する情報の収集と提供を行う	企画政策課 健康増進課
5 女性の能力開発と職域の拡大	55 商工関係団体等に女性の能力の活用に関する情報を提供する	商工課 企画政策課
6 ワーク・ライフ・バランス*の意識の定着と環境整備	56 商工関係団体等を対象として、男女がともに働きやすい職場づくりを目指し、講座等を開催する	商工課 企画政策課
	57 低年齢児受け入れ枠の拡大、延長保育の拡大、一時保育の多機能化を図る	保育課
	58 保育所待機児童の解消に努める	
	40 (再掲)ファミリー・サポート・センター事業を推進する	子ども家庭課
59 ワーク・ライフ・バランスの意識の普及と啓発をする	企画政策課	
7 地域における男女市民の参画 市民の地域活動 高齢者の地域活動	60 地域活動への参画を促す ・市民の地域活動への参加を促す ・高齢者等が家に閉じこもらず地域に出て活動をする地域交流を推進する	高齢者生きがい推進課 コミュニティ課 関係各課



基本目標 女性に対する暴力の根絶

(基本的課題) 女性に対する暴力の根絶

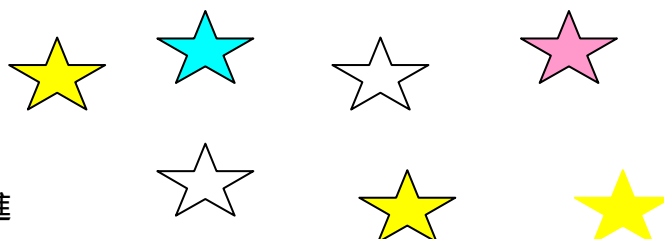
暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、暴力の現状や男女の置かれている社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力については、恐怖と不安を与え、活動を束縛し、自信を失わせることで女性を支配し、女性を更に従属的な状況に追い込むものです。

そうした女性に対する暴力は潜在化しがちであり、社会の理解も不十分で、個人的問題として見過ごされてきました。しかし、女性に対する暴力は、人権侵害であり、あらゆる暴力を根絶しなければなりません。

男女が互いの人権を尊重する意識を積極的に啓発し、共に健やかに暮らせるよう、配偶者間やその他の男女間における暴力的行為や性的嫌がらせなどに関する相談体制の充実や互いの性を尊重する意識啓発を行っていきます。

施策の方向	事業	主な担当課
1 DV * は人権問題であるという認識に立った、対応の徹底 体制の充実と関係機関との連携	<p>61 DV防止のための意識の啓発を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報等により情報を提供する ・ DV防止のための講座や研修会等を開催する <p>62 緊急一時保護等についての情報の収集と提供に努め、広域的な取り組みを検討する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SOS連絡先等の周知を図る 	企画政策課 子ども家庭課 秘書広報課 社会福祉課 介護支援課 高齢者生きがい推進課 関係各課
2 相談事業の充実	<p>63 男女共同参画の視点に立った相談を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談員の研修を行う ・ 家庭教育相談 ・ 家庭児童相談 ・ DV相談 ・ セクシュアル・ハラスメント等人権侵害に関する相談 <p>64 女性に対する暴力等について相談体制の充実を図る</p>	市民課 秘書広報課 公民館 子ども家庭課 社会福祉課 企画政策課 健康増進課

	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力支援センター・児童相談所・警察・保健所・病院・地域包括センター等関係機関との連携を図る ・女性に対する暴力等についての相談窓口の充実を図る 	
3 セクシュアル・ハラスメント*のない職場環境の整備	65 セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発を行う <ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメントは暴力にあたり、人権問題であるという認識を促す ・広報等により情報を提供する ・セクシュアル・ハラスメント等の防止のための講座や研修会等を開催する 	企画政策課
	66 商工関係団体等にセクシュアル・ハラスメント等に関する情報の提供を行う	企画政策課 商工課



基本目標 生涯を通じた健康の促進
(基本的課題) 生涯を通じた健康支援

男性も女性も、各人が互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。そのためには、心と体の発達と生涯にわたる健康について正確な知識・情報を入手し、一人ひとりが主体的に行動し、生きがいを持って安心して暮らせる環境づくりを支援することが必要になります。

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことが出来るようにするための健康教育や相談の充実をします。特に女性については、妊娠や出産をする可能性もあり、ライフステージを通じて男性と異なった健康上の問題に直面するため、適切な健康の保持増進が出来るよう対策を推進をします。

また、健康を脅かすH I V / エイズや性感染症の問題などの正しい情報を提供します。

施策の方向	事業	主な担当課
1 健康増進への支援	67 女性の健康に関する正しい知識、情報の提供を行う 68 男女ともに生涯を通じた健康支援を行う	健康増進課
2 心と体の発達と生涯にわたる健康に関する意識の浸透	69 人権尊重の視点に立った保健指導の充実を図る ・教職員の保健指導に関する研修の充実を図る ・発達段階に応じた保健指導を実施する	指導課
	70 両親学級等を開催する 71 健康相談等を実施する	健康増進課
	72 ネット犯罪に巻き込まれないための講座等を開催する ・生命の尊さなど、家庭や地域における家庭教育の充実を図る ・H I V / エイズや性感染症に関する正しい情報を提供する	公民館 健康増進課
	73 母子保健*に関する健康相談、健康教育の充実を図る	健康増進課

目標 計画を着実に進める推進体制の充実
(基本的課題) 計画を着実に進める推進体制の強化



男女共同参画社会の実現のための施策は、社会の重要課題であり、関係する施策の分野は全庁にわたります。そのため施策の推進には、全庁で取り組む横断的な体制づくりと、市職員が男女共同参画に関する認識を高め、率先して推進することが求められています。

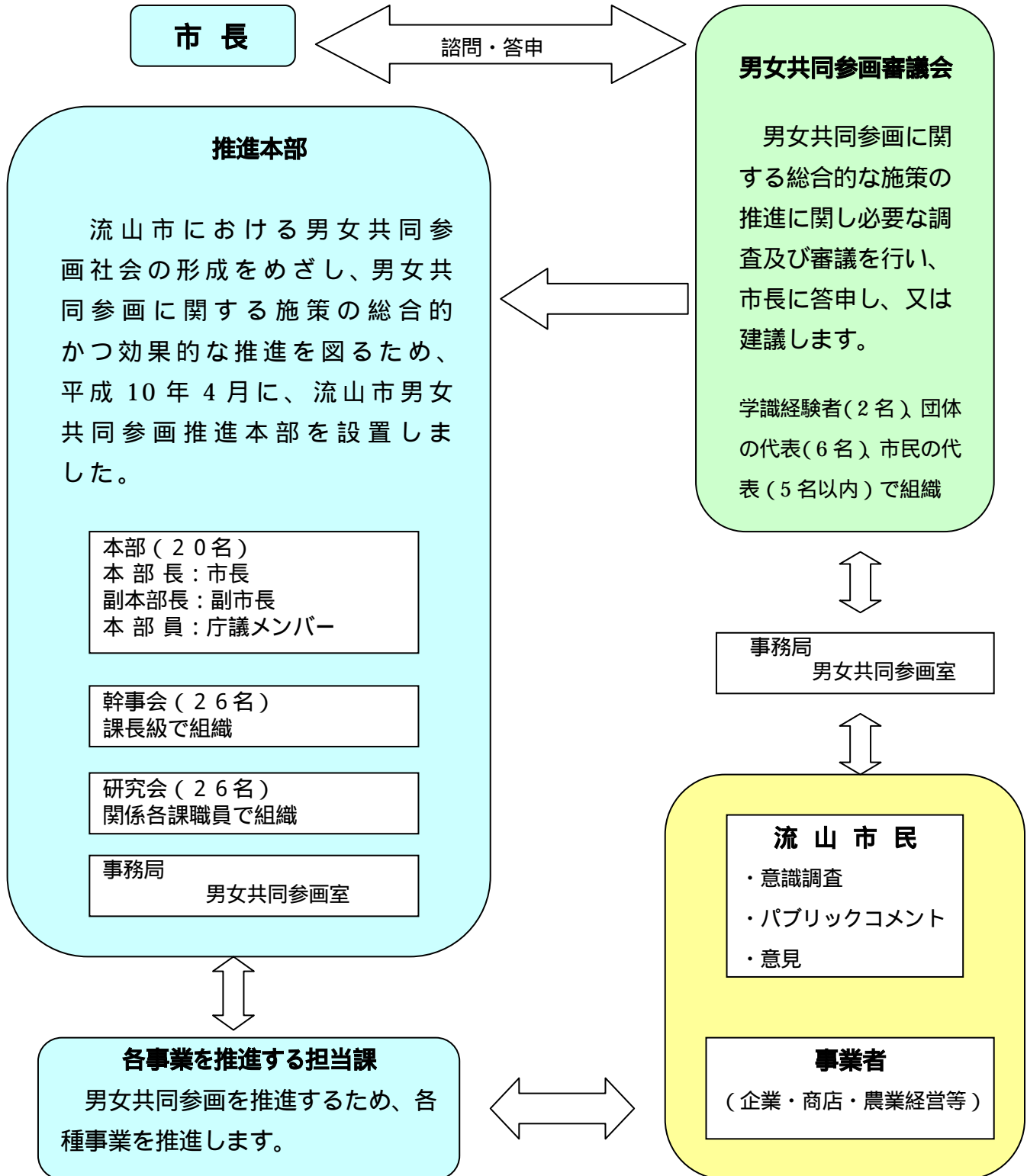
また、国や県、市民や各関係機関との連携なくしては課題解決が難しいことから、国や県とも連携し、市民・団体・事業者と行政が協働し、連携を図りながら推進することが必要です。

行政内部に本部長を市長、副本部長を副市長とした「流山市男女共同参画推進本部」を置き、それと共に、市長の附属機関として、学識経験者や市民の代表からなる「流山市男女共同参画審議会」の活用により、着実にプランの進行管理を行い推進していきます。

施策の方向	事業	主な担当課
1 庁内推進体制の 充実	74 庁内推進体制をより一層強化する（次ページ体制図参照）	企画政策課
	75 女性職員の管理職への登用を推進する 76 市職員の男女共同参画に関する研修等の充実を図る ・女性管理職へのフォローアップを行う ・職員研修におけるポジティブアクション*を図る ・保育や介護に関する職種にも男性職員を採用する ・職員の育児・介護休暇の周知及び、取得の促進を図る	人事課
	・女子差別撤廃条約・男女共同参画社会基本法の周知を図る ・職員を対象にした共同参画に関する研修の充実を図る ・セクシュアル・ハラスメント防止研修会を開催する ・セクシュアル・ハラスメントに関する意識調査を実施し、報告書を作成する ・セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口の対応充実を図る ・相談員の人材育成を図る	人事課 企画政策課
2 施策推進のため 拠点の整備	77 施策推進のための交流の場について検討する	企画政策課
	78 図書館の情報コーナーを更に充実する	図書・博物館
3 市民・団体・事業者との連携	79 国の「広報ガイドライン」の活用を図る 80 市民や事業者、民間団体、他自治体等との協働と連携を図る	企画政策課 関係各課
4 計画の推進状況の管理	81 男女共同参画の推進状況を検証する	企画政策課 全課



推進体制図



資 料 編

主な指標	2 3
諮問（写）	2 4
答申（写）	2 5
流山市男女共同参画審議会委員名簿	2 6
流山市男女共同参画推進本部員名簿	2 7 女
子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)	3 0
男女共同参画社会基本法	3 7
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）	4 1
男女共同参画関係用語	4 9

主な指標一覧

番号	基本目標	指標名	(H.17)	(H21.4)	第2次目標値 H.22～H.26	備考		
1	男女共同参画推進のための意識改革	男女が平等に扱われていると思う市民の割合	27.0% (H.16)	38.9%	50%	まちづくり達成度アンケート		
2		「男は仕事、女は家事育児」という固定的な見方をしている人の割合	12.9% (H.16)	16.4%	12%			
3	政策・方針決定過程への参画	審議会等への女性の登用率	31.3%	27.1%	40.0%	行革資料から		
4		女性委員のいない審議会	21.1%	14.7%	10%以下			
5		家族経営協定締結数	0	2	4			
6		市女性職員の管理職への登用率		9.5%	20.00%			
7	家庭・地域・職場における男女共同参画	通常保育事業 (保育時間7時～18時)	17か所 定員 1,630人	16か所 定員 1,640人 +分園2	20か所 定員 2,119人 +分園4	第2次目標値については、次世代育成支援行動計画の目標値(H22～26)		
8		トワイライトステイ事業	未実施	1か所	1か所			
9		ショートステイ事業	未実施	1か所	1か所			
10		ファミリーサポートセンター事業	1か所	1か所	2か所			
11		延長保育実施施設数						
		1	8時30分まで		1か所		0か所	
		1	9時まで	11か所	15か所		20か所	
		2	0時以降(再掲)	5か所	5か所		12か所	
		2	1時以降(再掲)		4か所		11か所	
			2	2時以降(再掲)			3か所	7か所
12		一時保育実施施設数	6か所	7か所	11か所			
13		産休明け保育実施施設	9か所	9か所	13か所			
14		病後児保育実施施設数	2か所	2か所	4か所			
15		夜間・休日保育実施施設数	2か所	2か所	3か所			
16		認可保育所設置数	17か所	16か所	20か所			
17		地域子育て支援センター設置数	8か所	10か所	14か所			
18		学童クラブ設置数	14か所	15か所	17か所			
19		デイケアセンター設置数	5か所	6か所	5ヶ所			
20		短期入所生活介護定員数	82人	124人	134人			
21		短期入所療養介護定員数	4か所 16床	3か所 11床	3か所 11床			
22	認知症対応型協同生活介護定員数	45人	87人	105人				
23	介護老人福祉施設定員数	318人	347人	447人				
24	介護老人保健施設定員数	240人	252人	252人				
25	介護療養型医療施設定員	6人	54人	未定				
26	ケアハウス定員数	100人	100人	100人				
27	育児のために社会参画しづらい市民の割合	14.1%	18.4%	13%	まちづくり達成度アンケート			
28	介護のために社会参画しにくい市民の割合	6.1%	8.5%	6%				
29	男性が家事参画を十分行っている割合			20%				

まちづくりアンケートは、19・20年度実施分



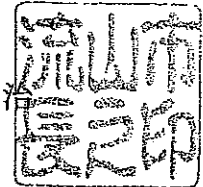
流 企 第 2 5 3 号

平成 2 0 年 1 0 月 2 3 日

流山市男女共同参画審議会

会長 西山 恵美子 様

流山市長 井崎 義清



第 2 次流山市男女共同参画プランについて（諮問）

本市では、平成 1 4 年 3 月、『流山市男女共同参画プラン』を策定し、平成 1 8 年 4 月には、『改正流山市男女共同参画プラン』を策定しました。

このプランを基に男女共同参画社会づくり事業については、推進を図っています。

この『改正流山市男女共同参画プラン』は、平成 2 1 年度に計画が終了することから、これまでの実績と検証結果を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けて、本市における男女共同参画施策を総合的・体系的に推進すべく、平成 2 2 年度から平成 2 6 年度までの 5 か年計画で新しいプランの策定を計画しております。

このプランの策定に当たっては、貴審議会から、現行のプランの評価・総括等についての意見をいただくとともに、プランの基本目標・基本的課題・施策の方向などについて意見を賜りたく、標記のとおり諮問します。

答申写し

男女共同参画審議会委員名簿

(平成20年8月28日～平成22年8月27日)

委員の構成	所属等	委員名	備考
学識経験を有する者	中央学院大学教授	大村 芳昭	副会長
	国立女性教育会館 客員研究員	西山 恵美子	会長
団体を代表する者	流山市立小中学校 校長会	吉田 洋子	
	流山市国際交流協会	平島 彰子	
	流山市民生児童委員 協議会連合会	種田 武治	
	流山市商工会	秋谷 芳美	
	連合千葉野田流山 地域協議会	大輪 日出夫	
	とうかつ中央農業協同 組合八木支部女性部	小倉 節子	
市民を代表する者		金井 直美	
		栗田 和弘	
		管原 佳子	
		牧 尚輝	
		和田 登志子	

平成20年度・21年度 男女共同参画推進本部
本部員名簿

	職	氏 名		備 考
		平成20年度	平成21年度	
1	市 長	井崎 義治	井崎 義治	本部長
2	副 市 長	石原 重雄	石原 重雄	副本部長
3	教 育 長	鈴木 昭夫	鈴木 昭夫	本部員
4	水道事業管理者	菊池 允臣	菊池 允臣 戸部 幹夫	H21.8.31迄 H21.9.1から
5	企画財政部長	染谷 郁	染谷 郁	本部員
6	総務部長	戸部 幹夫	石井 泰一	〃
7	市民生活部長	吉田 康彦	吉田 康彦	〃
8	健康福祉部長	高市 正高	高市 正高	〃
9	子ども家庭部長	沼澤 輝義	沼澤 輝義	〃
10	産業振興部長	池田 孝	池田 孝	〃
11	環境部長	宇仁菅伸介	宇仁菅伸介	〃
12	都市計画部長	山下 義博	山下 義博	〃
13	都市整備部長	阿曾 弘	阿曾 弘	〃
14	土木部長	志村 誠彦	志村 誠彦	〃
15	会計管理者	宇佐見憲雄	櫻井 範子	〃
16	議会事務局長	秋山 純	秋山 純	〃
17	選挙管理委員会 事務局長	戸部 幹夫	石井 泰一	〃
18	監査委員事務局長	高橋 道秋	高橋 道秋	〃
19	農業委員会事務局長	池田 孝	池田 孝	〃
20	学校教育部長	渡邊 哲也	渡邊 哲也	〃
21	生涯学習部長	石井 泰一	海老原廣雄	〃
22	消 防 長	大越 一夫	大越 一夫	〃

平成20年度・21年度 男女共同参画推進本部
幹事会名簿

	所 属	職名	氏 名	
			平成20年度	平成21年度
1	秘書広報課	課長	加茂 満	加茂 満
2	企画政策課	課長	加藤 正夫	水代 富雄
3	行政改革推進課	課長	遠藤 幹夫	遠藤 幹夫
4	人 事 課	課長	井上 透	井上 透
5	税 制 課	課長	藍川 政男	藍川 政男
6	コミュニティ課	課長	海老原廣雄	倉田 繁夫
7	安心安全課	課長	片桐 正男	片桐 正男
8	市 民 課	課長	小野寺孝吏	小野寺孝吏
9	社会福祉課	課長	眞田 朝光	村越 友直
10	介護支援課	課長	上村 勲	上村 勲
11	健康増進課	課長	須賀 博宣	加藤 正夫
12	障害者支援課	課長	小笠原正人	
	高齢者生きがい推進課	課長		栗田 徹
13	子ども家庭課	課長	針ヶ谷 勉	針ヶ谷 勉
14	保 育 課	課長	櫻井 範子	宮島 芳行
15	商 工 課	課長	岡田 一美	岡田 一美
16	環境政策課	課長	飯泉 貞雄	
	リサイクル推進課	課長		宮崎 浩
17	建築住宅課	課長	石本 秀毅	
	宅 地 課	課長		山岸 勇二
18	まちづくり推進課	課長	伊藤 昌男	
	西平井・鱈ヶ崎地区 区画整理事務所	所長		吉岡 郁雄
19	道路管理課	課長	須賀 哲雄	須賀 哲雄
20	庶 務 課	課長	海老原敦男	
	工 務 課	課長		伊藤 昌男
21	教育総務課	課長	高橋 茂男	
22	指 導 課	課長	亀田 孝	寺山 昭彦
23	生涯学習課	課長	友金 肇	友金 肇
24	公 民 館	館長	直井 英樹	直井 英樹
25	図 書 館	館長	松本 好夫	
	図書・博物館	館長		川根 正教
26	消防防災課	課長	小菅 康男	
	中央消防署	署長		戸部 富雄

平成20年度・21年度 男女共同参画推進本部
研究会委員名簿

	所 属	平成20年度		平成21年度	
		職 名	氏 名	職 名	氏 名
1	秘書広報課	主任主事	影山 大策	主 事	影山 大策
2	企画政策課	室 長	松井かつ子	室 長	松井かつ子
3	行政改革推進課	課長補佐	増田 恒夫	課長補佐	増田 恒夫
4	人 事 課	主 事	山藤 淳子	主 事	山藤 淳子
5	税 制 課	主 事	御代川寛子	主 事	御代川寛子
6	コミュニティ課	主 事	田中 大輔	主 事	田中 大輔
7	安心安全課	主任主事	飯島栄美子	主任主事	飯島栄美子
8	市 民 課	主 事	高橋 正臣	主 事	高橋 正臣
9	社会福祉課	係 長	古林 泰子	主 査	海老原芳夫
10	介護支援課	介護福祉士	育野 淳子	主 査	染谷 啓子
11	健康増進課	係 長	渡邊 治	歯科衛生士	石井 洋子
12	障害者支援課	係 長	高梨 隆太	係 長	矢口 道夫
13	子ども家庭課	係 長	吉田 照美	係 長	鶴巻 浩二
14	保 育 課	名都借保育所 所 長	染谷 広子	中野久木保育所 副所長	林 鈴子
15	商 工 課	主 事	伊藤佳代子	主 事	伊藤佳代子
16	環境政策課	係 長	田中 正夫		
	リサイクル推進課			主 査	小澤 文彦
17	建築住宅課	主 査	松丸 昌弘	主 査	
	宅 地 課			副 主 査	大徳 治
18	まちづくり推進課	主 査	矢野恵美子		
	西平井・鱈ヶ崎地区 区画整理事務所			主 事	倉本 学
19	道路管理課	主 査	岡本 哲	主 査	岡本 哲
20	庶 務 課	主任主事	櫻井千香子		
	工 務 課			主任主事	藤澤 靖予
21	教育総務課	補 佐	佐藤 宣治		
22	指 導 課	指導主事	竹ヶ原啓子	課長補佐	田嶋久美子
				指導主事	佐藤 智子
23	生涯学習課	課長補佐	林 忠	主任主事	幅 健一郎
24	公 民 館	主 査	松田 博	主 査	松田 博
25	図 書 館	主任司書	市川 雅世		
	図書・博物館			主任司書	市川 雅世
26	消防防災課	課長補佐	伊藤 勝		
	中央消防署			副署長	秋谷 哲夫

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和54年(1979年)12月18日
国際連合総会で採択
昭和60年(1985年)6月25日
日本国批准
同年7月25日
我が国について条約の効力発生

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男

女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権

利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかに問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年

で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び

一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正平成11年7月16日法律第102号
同11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条 第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条 第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条 第28条)

附則(省略)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共

団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域におけ

る男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視

し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (省略)

配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する法律 [DV防止法]

平成13年4月13日法律第31号
最終改正平成19年7月11日法律第113号

- 第1章 総則（第1条・第1条）
- 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）
- 第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条 第5条）
- 第3章 被害者の保護（第6条 - 第9条の2）
- 第4章 保護命令（第10条 - 第22条）
- 第5章 雑則（第23条 - 第28条）
- 第6章 罰則（第29条・第30条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力

等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。
（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（都道府県基本計画等）

- 第2条の3** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

- （婦人相談員による相談等）
- 第4条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
- （婦人保護施設における保護）

- 第5条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供しよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者

の自立を支援するために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力しよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理しよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立て

の時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであ

って、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時に於ける事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）
- 第16条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
（保護命令の取消し）
- 第17条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。
（第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て）
- 第18条** 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第一号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同

項第1号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。
(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。
(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。
(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。
(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。
(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。
(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第一項（第18条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 （省略）

男女共同参画関係用語

【あ行】

用語	解 説
アジア太平洋地域 経済社会委員会 (E S C A P)	<p>国連の5つの地域委員会の1つで、1947年に設立された。アジア太平洋地域の経済社会問題に対処することを任務としている。ESCAPの最高意思決定機関であるESCAP総会は閣僚レベルで毎年一回開催され、経済社会理事会に報告を行う。53の加盟国と9の準加盟国からなる。</p>
アンペイドワーク	<p>無償労働と訳され、賃金、報酬が支払われない労働、活動を意味する。</p> <p>内閣府(旧経済計画庁)では、無償労働についての貨幣評価額を推計しているが、同推計においては、無償労働の範囲は、サービスを提供する主体とそのサービスを受取る主体が分離可能で、かつ市場でそのサービスが提供される行動とされ、具体的には、家事、介護・看護、育児、買物、社会的行動を無償労働の範囲としている。</p>
育児・介護休業法	<p>育児・介護休業法(正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。)は、労働者が申出を行うことによって育児休業(1歳に満たない子を養育するためにする休業)・介護休業(要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業)を取得することを権利として認めている法律である。</p>
影響調査	<p>男女共同参画影響調査(影響調査)とは、主に国及び地方公共団体の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査すること。また、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査も含む。</p> <p>あらゆる施策や社会制度・慣行について男女共同参画の視点、ジェンダーに敏感な視点に立って見直そうとする「ジェンダー主流化」のための取組である。</p> <p>男女共同参画社会基本法第22条においては、男女共同参画会議は、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べることとされている。</p> <p>(基本法関連条文 第4条、第15条、第18条、第22条)</p>
N G O	<p>Non-Governmental Organization の頭文字を取った略で、「非政府組織」と訳されている。NPOが非営利という点に注目しているのに対し、「非政府」という点に着目した言葉となっている。団体を見る視点が異なるだけで、基本的にはNPOと同じものと考えてよい。</p>
N P O	<p>Nonprofit Organization の略で、「民間非営利組織」と訳されている。市民の自発性に基づき営利を目的とせず自立・継続的に社会サービスを提供する団体。NPO法人、ボランティア団体、住民活動団体に限らず、自発性に基づいた社会的な活動を行う自治会・町内会、婦人会といった組織・団体を含み、法人格の有無を問わない。</p>
M字型曲線	<p>女性労働者の年齢階層別の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)をグラフに表すと、30歳代前半をボトムとするM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字型曲線という。M字型曲線は1960年代後半からみられるようになり、日本女性の働き方の特徴である。日本のこの現象は・結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという女性のライフスタイルの現われである。女性に家事・育児を負担させるという性別役割の考え方が根強く残っていることを示し、働き続けるための条件が整っていないことを意味している。</p>
エンパワーメント	<p>力をつけること。女性が政治・経済・家庭などのあらゆる分野で自分達のは自分達で決め、行動できるよう能力をつけ、パワーアップを図ること。</p>

【か行】

用語	解 説
隠れたカリキュラム	固定的な男女の役割意識を、学校での生活や教育の中で無意識に子どもたちに伝達していることをいう。具体的には、教科書の教材選択、記述、イラストなどを通して描かれる固定的な女性像・男性像、学習活動の場面での教師の考え方や何気ない言葉、動作、学校行事における男女の役割、また男子優先の男女別名簿などがあげられる。表面に表れず、見えにくいだけにかかなりの影響を子どもたちに与えているものと考えられる。
家族経営協定	家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要である。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。
キャリアパス	仕事の経験を積みながら、次第に能力や地位を高くしていく順序や道筋。企業内での昇進・昇格を可能とする職務経歴。
苦情処理	行政上の事項について不満をもつ関係者からの苦情の申し出を、当該事項を所掌する機関又は他の行政機関において受け付け、行政不服審査などとは異なる簡易、迅速・柔軟な方法で処理すること。 男女共同参画社会基本法第17条においては、国は、政府が実施する男女共同参画に関する施策についての苦情の処理について必要な措置を講じなければならないとされている。 国においては、各府省の行政相談窓口等及び総務省の行政相談制度で対応しており、地方公共団体においては、第三者機関を設置するなど地域の実情に照らして多様な手法が講じられつつある。
合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に平均して何人の子を産むかを示す数値。出産可能な年齢を15歳から49歳までとし、その年齢別出生率を合計し、女性が仮にその年齢別出生率のとおり子どもを産んだ場合の平均出産数を計算したもの。この率が2.08を下回ると将来、長期的には人口が減少する計算になる。
国際婦人年	1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定された。また、1976年～1985年までの10年間を「国連婦人の十年」とした。
国連婦人の十年	1975年の第30回国連総会において1976年～1985年を「国連婦人の十年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言された。「国連婦人の十年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」（第2回女性会議）が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」（第3回世界会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された。
固定的性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

【さ行】

用語	解 説
シェルター	DV被害者が加害者から避難するための緊急一時的な保護施設。保護施設としての機能のほかに、被害者の自立支援に向けた準備の場としての役割も果たす。

<p>社会的性別 (ジェンダー)</p>	<p>人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的性別」は、それ自体に「良い・悪い」の価値を含むものではなく、国際的にも使われている。</p> <p>「ジェンダーフリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なります。</p>
<p>社会的性別(ジェンダー)の視点</p>	<p>「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点です。</p>
<p>ジェンダーエンパワメント指数(GEM)</p>	<p>女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。</p> <p>HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てている。</p> <p>具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出している。</p>
<p>次世代育成支援対策推進法</p>	<p>平成16年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立し、公布された。この法律は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うことを目的として、具体的には301人以上の労働者を雇用する事業主が、16年度末までに「一般事業主行動計画」を策定し、平成17年4月1日以降、速やかに届け出なければならないというもの。雇用する労働者が300人以下の事業主にも、同様の努力義務がある。(平成23年4月1日以降は、101人以上の労働者を雇用する事業主も対象となる。)</p>
<p>女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)</p>	<p>1979年12月、第34回国連総会において採択され、1981年9月に発効された。2004年3月26日現在の締約国数は177カ国。我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准している。締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっている。</p>
<p>女子差別撤廃条約選択議定書</p>	<p>1999年10月、第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効された。個人通報制度、調査制度などについて規定している。2004年2月3日現在の締約国数は60カ国。我が国は未批准である。</p>
<p>女性の労働力率</p>	<p>平成15年度において労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は60.8%となり、女性は48.3%で前年比0.2ポイントの低下、男性は74.1%で前年比0.6ポイントの低下となった。女性の労働力率は、15~24歳及び65歳以上を除く年齢階級ですべて上昇しており、男性の労働力率が25~34歳及び35~44歳でも減少しているのと対照的である。</p> <p>女性の年齢階級別労働力率について、昭和50年からほぼ10年ごとの変化をみると、現在も依然としてM字カーブを描いているものの、ほとんどの年齢層で労働力率は高くなってきている。M字のボトム形状の変化に注目すると、7年から15年の8年間で労働力率は6.6ポイントも上昇し、M字カーブの底は大きく上がり、台形に近づいてきている。この変化は、女性の晩婚・晩産化による子育て年齢の上昇や、少子化による子育て期間の短期化などによるものと考えられる。</p>

女性問題	女性であるという理由だけで、女性がうける不利益、不自由、不平等のことをいう。女性が主体的に生きようとするときの様々な障害ともなることから、女性問題は人権問題でもあるといえる。一方、男性も同じように、男性であるという理由で男性が感じる生きにくさもある。女性問題と男性問題は表・裏の関係にあると言われており、男女が共に協力して解決していかなければならない問題である。
ストーカー規制法	平成12年5月、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が成立し、同年11月24日に施行された。この法律の対象となるのは、「つきまとい等」と「ストーカー行為」の二つである。ストーカー行為等を処罰するなど、必要な規制を行うことと、被害者に対する援助等を定めており、身体、自由、名誉、生活の安全と平穏をストーカー行為の被害から守るためのものである。
性差医療	1980年代以降、米国において様々な疾患の原因、治療法が男女で異なることが分かってきたことから始められた医療。疾患における性差の例としては、狭心症について、男性は心臓表面の太い血管の流れが悪くなることによるものが多いが、女性は、心筋の微小な血管の流れが悪くなることによるものが多いことが明らかになっている。
セクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ)	男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月)では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。 なお、「人事院規則10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義している。 また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」(平成10年労働省告示第20号)では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定している。
積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	「積極的改善措置*」男女が社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。例えば、審議会委員の女性の登用のための目標値を設定し、計画的に取り組むことなど。
性別役割分担意識	「男は仕事、女は家庭」という考え方のように、女性、男性で異なった固定的な役割が与えられ、その役割を担うことを期待する意識のこ

【た行】

用語	解説
男女共同参画会議	<p>平成13年1月の中央省庁等改革により、内閣府に設置された「重要政策に関する会議」の一つ。</p> <p>内閣官房長官を議長とし、議員は内閣総理大臣の指定する国務大臣12名と内閣総理大臣の任命する有識者12名により構成されている。</p> <p>所掌事務は、男女共同参画社会基本法第22条に以下のとおり掲げられている。</p> <p>(1) 男女共同参画基本計画作成に当たり、内閣総理大臣に意見を述べること。</p> <p>(2) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議をすること。</p> <p>(3) 男女共同参画基本計画の作成、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見を述べること。</p> <p>(4) 男女共同参画基本計画の作成、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見を述べること。</p> <p><1> 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視</p> <p><2> 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査</p>
男女共同参画基本計画	<p>「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は平成12年12月12日に閣議決定されている。</p> <p>また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されている。</p>
男女共同参画社会	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。</p>
男女共同参画社会基本法	<p>男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行された。</p>
男女共同参画週間	<p>男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」を設けている。</p>
男女共同参画推進本部	<p>男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成6年7月に閣議決定に基づき内閣に設置された。</p> <p>本部は、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣を副本部長とし、本部員は全閣僚で構成されている。</p>

男女雇用機会均等法	男女雇用機会均等法（正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」と言う。）は、雇用の分野で男女の均等な機会や待遇の確保などを目的とする法律である。募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでのすべての段階における女性の差別が禁止された。
短時間勤務制度	育児、介護等を行う職員について、勤務から完全に離れることなく子育てや介護ができるようにするため、常勤職員のまま、1日の勤務時間を8時間より短縮し、又は1週間の勤務日数を5日より少なくすることができる制度
地域包括支援センター	地域において、総合的な窓口機能 介護予防マネジメント 包括的・継続的マネジメントの基本的な機能を持つ「地域包括ケア」の中核機関として設置される。運営主体は、区市町村、在宅介護支援センターの運営法人、区市町村が委託する法人である。職員は、保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネージャー、社会福祉士等。設置・運営に関しては、中立性の確保、人材確保支援の立場から、区市町村、地域のサービス事業者、関係団体等で構成される「地域包括支援センター運営協議会」が関与する。
デートDV	DVは決して大人だけの問題ではなく、デート中の若者の間でも様々な形の暴力が起こっており、セックスをきっかけに暴力が始まったり、本格化したりする。そのような親密な関係にある若者間の暴力を指し、アメリカでは「デートDV」と言う。（山口のり子著「デートDV 防止プログラム実務者向けワークブック」より。
テレワーク	情報通信を活用した遠隔型の就労形態。テレワークの形態としては、本社から離れた近郊の事務所に出勤して仕事をする「サテライトオフィス勤務」、自宅にいながら仕事をする「在宅勤務」、携帯情報端末を利用して移動先でも仕事をする「モバイルワーク」などがある。テレワークにより、勤務負担の軽減、労働生産性の向上、育児・介護と仕事の両立、女性・高齢者・障害者の就業機会の拡大、交通交替による二酸化炭素排出量の削減などが期待される。
ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力）	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（最終改正平成19年7月11日法律第113号）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。</p> <p>なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もある。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからである。</p> <p>ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」や「DV」という言葉は、法令等で明確に定義された言葉ではない。</p>
特定事業主行動計画	次世代育成支援対策法の定めにより、国や地方公共団体が事業主として行う、職員が子育てをしながら安心して仕事ができるような雇用環境の整備その他の取り組みをいう。

【な行】

用語	解説
内閣府男女共同参画局	<p>平成13年1月の中央省庁等改革における内閣機能強化の一環として、内閣総理大臣を長とし、各省より一段高い立場から行政各部の施策の統一を図るための企画立案及び総合調整等を担う機関として、新たに内閣府が設置された。</p> <p>この内閣府で、国政上の重要課題の一つとして、「男女共同参画社会の形成の促進」の総合的な推進を担うこととされ、中央省庁等改革において政府全体として行政のスリム化が図られる中で、新たに男女共同参画局が設置され、組織の拡充が図られた。</p> <p>男女共同参画局は、男女共同参画会議の事務局としての機能も担いつつ、男女参画社会の形成の促進に関する事項についての企画立案、総合調整を行うほか、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画に基づき施策を推進している。</p>
人間開発指数 (HDI)	<p>国際連合開発計画 (UNDP) によると、我が国では、「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定した指数。具体的には、平均寿命、教育水準 (成人識字率と就学率)、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出する。</p>
認定農業者	<p>農業経営者のうち、農業者が作成した農業経営改善計画を行政が審査し、認定した農業者のこと。税制や融資の面で特典が与えられる。</p>

【は行】

用語	解説
配偶者からの暴力	(ドメスティック・バイオレンス参照)
配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法	DV防止法
夫婦別氏制度	<p>夫婦がそれぞれ異なる氏を名乗る制度をいう。</p> <p>夫婦別氏制度には、<1>夫婦がそれぞれ結婚前の氏を名乗るもの、<2>夫婦が同じ氏を名乗ることのほか、それぞれ結婚前の氏を名乗ることができるもの (選択的夫婦別氏制度)、<3>夫婦が同じ氏を名乗ることを原則として、例外的にそれぞれ結婚前の氏を名乗ることを認めるもの (いわゆる例外的夫婦別氏制度) などがある。</p> <p>我が国の現行制度では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」(民法第750条)と、夫婦同氏制度が採用されており、夫婦別氏制度は採用されていない。</p>
ファミリー・サポート・センター	<p>地域において育児の相互援助活動を行う会員組織。急な残業や子どもの病気の際など既存の保育施設では応じきれない変動的、変則的な保育需用に対応するための、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織。</p>
ファミリー・フレンドリー企業	<p>仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組みを行う企業のことをいう。企業にとっては・優秀な人材の確保、従業員の志気の向上や能力開発、休業取得への対応による仕事の効率化が図られ、業績や企業イメージのアップにつながる。また、従業員にとっては、家族とのコミュニケーションが深まり、家庭生活とのバランスも確保でき・さらに自分に合った働き方でストレスの減少や新しい発想を生み出すといったメリットがある。</p>

北京宣言及び行動綱領	第4回世界女性会議で採択された。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記している。具体的には、<1>女性と貧困、<2>女性の教育と訓練、<3>女性と健康、<4>女性に対する暴力、<5>女性と武力闘争、<6>女性と経済、<7>権力及び意思決定における女性、<8>女性の地位向上のための制度的な仕組み、<9>女性の人権、<10>女性とメディア、<11>女性と環境、<12>女兒から構成されている。
ポジティブ・アクション	積極的改善措置
母子保健	母性ならびに小児の健康の保持・増進を図ること。

【ま行】

用語	解	説
メディア・リテラシー		新聞やテレビなどの内容をきちんと読みとりマスメディアの本質や影響について幅広い知識を身につけ、批判的な見方を養い、メディアそのものを創造できる能力のこと。

【や行】

用語	解	説
ユニバーサルデザイン		「全ての人のためのデザイン（構想、計画、設計）」。年齢、性別、身体、言語など、人々が持つさまざまな特性や違いを超えて、はじめから、できるだけ全ての人々が利用しやすい、全ての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをしていこうという考え方。

【ら行】

用語	解	説
ライフステージ		人間の一生を段階区分したもの。例えば出生、乳幼児、就学、成年、高齢の各期に区分したりすること。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ		1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

【わ行】

用語	解	説
ワークシェアリング		一人あたりの労働時間を減らして、より多くの人々で仕事を分かち合うとともに、労働者個人にとっては、職業生活と家庭生活、地域生活のバランスを確保しようとする取り組みのこと。
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)		仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進により、仕事と生活の調和も充実した暮らしを実現することは、社会環境を改善し、日本の将来を確かなものにする。 「仕事と生活の調和」ワーク・ライフ・バランスとは、国民一人ひとりがやりがいなどを持ちながら、仕事上の責任を果たすとともに、意欲を持って働きながら、豊かさを実感して暮らせるよう、多様な選択肢が可能な社会を作ること。 時代の移り変わりとともに変化するライフスタイルの中、私たちはいつも、仕事と、家事・育児・介護などの生活との両立に悩んできました。平成19年12月、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の合意により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け官民一体となって取り組み始めた。

第2次流山市男女共同参画プラン

発行 平成 年 月

流山市企画財政部企画政策課男女共同参画室

〒270-0192 千葉県流山市平和台1-1-1

04-7158-1111(代)